

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第2部門第5区分
【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公表番号】特表2004-509800(P2004-509800A)
【公表日】平成16年4月2日(2004.4.2)
【年通号数】公開・登録公報2004-013
【出願番号】特願2002-530317(P2002-530317)
【国際特許分類第7版】

B 6 0 B 21/00

B 6 0 B 5/00

【F I】

B 6 0 B 21/00 D

B 6 0 B 21/00 H

B 6 0 B 5/00

【手続補正書】

【提出日】平成15年5月20日(2003.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 複数の孔を形成したリムウェブ、

(b) 前記リムウェブがその間に位置する少なくとも二つの側壁、および

(c) 前記側壁から突出した少なくとも二つのフック端を含む、複合リム。

【請求項2】

前記リムウェブは複数のスポークを受けることができる、請求項1の複合リム。

【請求項3】

前記複数の孔は穿孔されている、請求項1の複合リム。

【請求項4】

前記リムウェブはハブへ連結される複数のスポークを受けることができる、請求項1の複合リム。

【請求項5】

前記複合リムは熱硬化性樹脂を含む、請求項1の複合リム。

【請求項6】

前記フック端は少なくとも一部が機械加工により形成されている、請求項1の複合リム。

【請求項7】

前記フック端は成型型で形成されている、請求項1の複合リム。

【請求項8】

前記複合リムは方向性繊維を含む、請求項1の複合リム。

【請求項9】

ポリマー塗膜を更に含む、請求項1の複合リム。

【請求項10】

カーボン繊維を更に含む、請求項1の複合リム。

【請求項11】

ガラス繊維を更に含む、請求項1の複合リム。

【請求項12】

黒鉛繊維を更に含む、請求項 1 の複合リム。

【請求項 1 3】

(a) リムウェブ、

(b) 前記リムウェブがその間に位置する少なくとも二つの側壁、および

(c) 前記側壁から突出し複数のプライを含む少なくとも二つのフック端を含む、複合リム。

【請求項 1 4】

前記複合リムは熱硬化性樹脂を含浸した複数のプライを含む、請求項 1 3 の複合リム。

【請求項 1 5】

少なくとも一つのプライは樹脂を含浸している、請求項 1 3 の複合リム。

【請求項 1 6】

前記フック端は少なくとも一つのプライをマンドレル上で折り曲げることにより形成されている、請求項 1 3 の複合リム。

【請求項 1 7】

前記フック端はマンドレル内に形成された溝へ少なくとも一つのプライを折り曲げ嵌め込むことにより形成されている、請求項 1 3 の複合リム。

【請求項 1 8】

(a) リムウェブ、

(b) 前記リムウェブがその間に位置する少なくとも二つの側壁、および

(c) 前記側壁から突出した少なくとも二つのフック端を含み、かつ

(d) 前記リムの少なくとも一部は交差角で積み重ねた複数のプライを含む、複合リム

。

【請求項 1 9】

前記交差角は 90° 未満である、請求項 1 8 の複合リム。

【請求項 2 0】

前記交差角は 90° を越える、請求項 1 8 の複合リム。

【請求項 2 1】

前記交差角は 90° である、請求項 1 8 の複合リム。